

館山市統合型校務支援システム導入・運用業務委託

仕様書

館山市教育委員会 教育部 教育総務課

1 事業の目的

近年、学校における働き方改革の必要性から、教職員の業務負担を軽減し、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒にとって真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる環境作りが求められている。同時に、児童生徒の個人情報の管理・共有・活用のためには、更なる情報共有の迅速化・的確化を図るとともに、児童生徒の学籍管理や成績処理等の校務情報の一元的な管理・運用による効率化を進めることが必要である。

本事業は、統合型校務支援システムの導入等による業務の効率化・セキュリティ向上を実現することで、本市全体の教育活動の質の向上を図ることを目的とする。

2 基本指針

千葉県内での運用実績のある統合型校務支援システムのパッケージ製品が提供する機能や帳票をできる限り活用した、クラウドサービス（LGWAN-ASP サービス）又は庁舎内オンプレミス型での運用とする。

3 業務の範囲

本業務で実施する業務範囲の概要は、次のとおりとする。

(1) システム導入契約期間 ※契約締結日 ～令和5年3月31日	①システム構築業務 ・システムの構築に必要な調査、設計、導入 ②システム移行業務 ・現在使用しているデータのシステムへの取り込み及び取り込み支援 ③機器の設定 ・システムを利用するために必要な機器の搬入・設定 ④利用者研修 ・研修会の計画・実施
(2) システム利用契約期間 ※令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	①問い合わせ対応 ・システム利用に関する館山市及び各小中学校からの問い合わせを総合的に受け付ける窓口の設置及び対応 ②システム運用・保守 ・システム利用に係るハードウェア及びソフトウェアの運用保守（ソフトウェアの利用料含む） ・障害発生時の対応 ・法改正等に伴うシステム改修 ③利用者研修 ・研修会の計画・実施

4 利用拠点

施設名	住所
館山市教育委員会教育総務課	館山市北条1145番地の1
船形小学校	館山市船形405番地の2
那古小学校	館山市那古272番地
北条小学校	館山市北条456番地

館山小学校	館山市館山317番地
西岬小学校	館山市加賀名151番地
房南小学校	館山市佐野2070番地
神余小学校	館山市神余1363番地
豊房小学校	館山市大戸266番地の2
館野小学校	館山市山本1028番地
九重小学校	館山市安東3番地
第一中学校	館山市那古954番地
館山中学校	館山市長須賀136番地
房南中学校	館山市佐野2070番地

5 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

①システム導入契約期間：契約締結日から令和5年3月31日

②システム利用契約期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日

※令和5年1月1日から令和5年3月31日までは、仮稼働期間とし、本稼働までの動作確認や研修等で利用可能とする環境を整えること。

6 導入スケジュール

契約締結後のシステム構築・運用に関するスケジュールは次のとおりとし、事業者はこの日程を参考にして開発スケジュールを立案し、業務ごとのスケジュールを提案すること。

ただし、稼働日には前後する可能性があるため、事業者は本市の指示に従い、稼働日を柔軟に設定できるよう配慮すること。また、稼働日以降は安全確実な運用が行えるよう、システムトラブル等に備えて十分な支援体制で臨むこと。

内容	期日
システム設計・構築期間	契約締結後～令和5年3月31日
※ただし、令和5年1月1日から令和5年3月31日までは、仮稼働期間とし、本稼働までの動作確認や研修等で利用可能とする環境を整えること	
本稼働期間	令和5年4月1日～

7 本市の利用環境

- ・以下に示す本市の統合型校務支援システム利用環境に留意し提案すること。下記以外のブラウザやソフトウェア（ActiveXやJavaといった校務用パソコンへのアドオンソフトも含む）等のインストールが必要な場合は、対応方法を提案書に必ず明記すること。

項目	内容	備考
OS	Windows10 pro	
ブラウザ	Microsoft Edge	ブラウザを使用する場合、Microsoft Edgeを標準とする
ソフトウェア	Adobe Reader DC	全ての校務用パソコンにインストールされている
	JUST OFFICE 3	全ての校務用パソコンにインストールされている
	Microsoft Office 2016	一部の校務用パソコンにインストールされている
	SKYSEA Client View	全ての校務用パソコンにインストールされている

- ・各小中学校における拠点間接続回線は「フレッツ VPN ワイド」, 種別は「フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ」を利用している。
- ・参考：本市における児童生徒数, 教職員数, 端末台数は次のとおり。
※児童生徒数・教職員数は令和4年5月1日現在の人数, 端末台数は平成29年度の端末購入台数であり, システム利用の上限人数・台数ではない。

学校名	児童生徒数	教職員数	端末台数
館山市教育委員会教育総務課	—	12名	12台
船形小学校	108名	16名	16台
那古小学校	207名	18名	21台
北条小学校	671名	43名	46台
館山小学校	364名	32名	33台
西岬小学校	45名	11名	12台
房南小学校	127名	14名	14台
神余小学校	16名	9名	11台
豊房小学校	53名	13名	14台
館野小学校	126名	14名	14台
九重小学校	70名	13名	14台
第一中学校	184名	21名	22台
館山中学校	714名	47名	66台
房南中学校	75名	15名	16台

8 システム提供方法

以下のいずれかの提供方法で提案すること。

(1) LGWAN-ASP サービス

本市の各小中学校において, 教職員が利用する校務用パソコンは全て LGWAN 接続系ネットワークに参加しているため, LGWAN-ASP サービスで提供すること。

ASP 事業者が総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書等, LGWAN-ASP 関連規程及び情報セキュリティ関連基準等に準拠して適切に対策を講じ運用しているサービスであること。

(2) 庁舎内オンプレミス

ア 既設の LGWAN ネットワーク内に構築することとし, 館山市役所庁舎のサーバールームに必要なサーバー及び必要となる機器を調達・配置すること。

イ 各機器を収容する無停電電源装置 (UPS) を用意すること。

搭載バッテリーについては, 停電時10分間の電源共有可能な容量とし, 契約期間内 (契約締結後～令和10年3月31日まで) におけるバッテリー交換にかかる費用 (バッテリー本体・作業料等) を本調達に含むこと。

ウ 各機器の設定及び構築後の状態確認に必要なラックマウント型コンソール装置を用意すること。各機器の接続に必要なケーブル類を含めること。

エ 上記の機器は, 館山市役所庁舎のサーバールーム内の既設ラックに収容することとし, 収容する機器は8U以内にする。 (リモート保守を行う場合は, 10U以内にする。)

オ サーバー機器のスペックは, 提案するシステムが快適に動作するものとする。 (本市と同程度の規模の自治体での導入実績を踏まえて構築すること。)

カ IP アドレスなどの設定情報は, 契約締結後, 本市より提示する。

9 システム要件

(1) 機能要件

システムに求める機能に関する要件は、別紙「機能要件表」にて対応状況を回答すること。
提案する統合型校務支援システムには、以下の機能を有すること。

番号	機能	備考
1	学籍管理	児童生徒情報管理
2	出欠管理	出席簿
3	成績処理	通知表作成，指導要録作成，調査書作成
4	教育計画管理	教育課程編成，時間割・年間指導計画，週案簿
5	保健管理	来室記録，保健日誌，検診記録，健康観察
6	グループウェア	メール，掲示板，スケジュール・行事予定，施設予約状況管理，アンケート

(2) 非機能要件

ア 冗長性

障害に備えた冗長構成を提案すること。

イ バックアップ

障害に備えたデータバックアップの実施体制を提案すること。

ウ アクセス集中時の対応

繁忙期等のアクセス集中時においても、パフォーマンスが落ちることのないような構成を提案すること。

10 役務要件

(1) プロジェクト管理

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールと状況の差を把握し，進捗の自己評価を実施し，定例報告会（最低限月1回開催とし，必要に応じて適宜開催するものとする）において本市に報告すること。 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は，その原因及び対応策を明らかにし，速やかに是正の計画を策定すること。
課題・リスク管理	プロジェクト計画時に抽出したリスクや内在するリスクを発生する確度や影響度で評価し，課題として本市・提案事業者において，共有し管理すること。 提案事業者は，リスクの予防に努めリスクが内在しているか否かを監視し，影響度高のリスクが内在化した場合やリスクの発生確度が高じた場合には，本市に報告すること。課題発生時には，速やかに対応策を明らかにし，本市と協議の上，対応方法を確定し，課題が解決するまで継続的に管理すること。

(2) 機能・運用説明

導入時の打合せとして，導入する機能並びに運用に関する説明を本市に実施すること。

ア 提案事業者は，システムの標準機能並びに標準運用の説明を行い，本市は説明内容に対す

る承認業務を行うこと。

イ 説明時に必要となる資料は、提案事業者側で準備すること。

ウ システム運用に必要となる本市の情報については、打合せ並びにヒアリングシートを通して提案事業者側に提供を行う。

(3) システム設計・構築

ア 提案事業者は、仕様書に基づいて、本システムの設計を行うこと。

イ システムの開発に必要な環境は提案事業者にて用意すること。

ウ 提案事業者は、本システムの導入のために必要となる各種テスト及び構築作業を行うこと。

エ 各テストで使用するテストデータに関しては、提案事業者においてテストデータを準備すること。なお、総合テスト以降のテスト工程において、実データが必要な場合には、別途本市と協議すること。

オ システム導入時とその後の稼働期間における外字の運用について提案すること。なお、本市の住民基本台帳ネットワークシステムで使用されている外字ファイルは提供できない。

カ 現在、各小中学校で利用しているデータのシステムへの移行について提案すること。移行するデータの主なものは以下のとおり。

①小中学校での保健情報は、スズキ教育ソフト「えがお4」を運用

②中学校での出欠管理・成績処理等は、スズキ教育ソフト「スズキ校務」を運用

③その他の名簿情報は、エクセルデータを運用

(4) 既存環境に関する設計設定

ア 本システムを利用するにあたり、クライアント端末への設定作業などが必要となる場合、その作業内容を全て提案書に記載すること。各小中学校にあるADサーバーを用いたショートカットやファイル配付作業についても提案書に記載すること。

イ 既存環境の運用に支障が出ないように留意し、問題が発生した場合、その復旧作業を行うこと。

ウ クライアント端末への設定変更（ソフトウェアのインストール等）を行う場合、端末追加購入時等での作業が可能なよう、手順書を提出すること。

1.1 研修会

学校組織及び教職員一人ひとりがシステムを最大限に活用できるよう、最低限、以下の内容で研修会を実施し、機能を網羅したシステム標準にマニュアル等を提供すること。ただし、研修を実施する上で必要となる会場や端末の準備は本市が行うこと。

研修会は対面での実施を原則とするが、社会情勢などに起因し、対面での実施が困難な場合は、本市との協議により、実施方法を検討する。

(1) 集合研修会

ア 管理職研修 1回（令和4年度に実施予定）

イ 調査書研修 1回（令和5年度に実施予定）

ウ 指導要録研修 1回（令和5年度に実施予定）

エ 年次更新研修 1回（令和5年度に実施予定）

オ 養護教諭研修 2回（令和4、5年度に1回ずつ実施予定）

カ 新任者・異動者研修 4回（令和6～9年度に各年度1回ずつ実施予定）

(2) 巡回研修会

- ア 導入時研修 13回(令和4年度に各小中学校にて実施予定)
- イ 通知表研修 13回(令和5年度に各小中学校にて実施予定)

1.2 運用保守

- (1) 保守要員, 問い合わせ担当要員の確保と保守に必要な資料の保管を行うこと。
- (2) 各小中学校及び教育委員会からの障害の連絡や操作方法についての問い合わせに対応するための総合的な電話窓口(ヘルプデスク)を設けること。
- (3) ヘルプデスクでは, 最低限, 平日9時から17時まで, 電話にて受付対応すること。
※平日は, 日曜日, 土曜日, 国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日及び12月29日から翌月1月3日までのほか, メーカー指定の休日は除くとする。
- (4) ヘルプデスクの電話受付対応時間外については, メールまたはFAXでの問い合わせを24時間365日受け付けること。ただし, 時間外に受け付けた問い合わせの対応については, 翌営業日以降とする。
- (5) システム運用に関する問い合わせ(ヘルプデスク受領質問)のエスカレーション受付及びその対応を実施すること。
- (6) ハードウェア, システム障害に対して, 迅速に対応ができるような保守体制を提案すること。
- (7) 庁舎内オンプレミスで提案する場合, リモートによる保守を認める。リモート保守を行う場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア リモート保守の実施にあたり, 専用の回線(VPN接続等)やリモート保守を実施するためのクライアント端末を設けること。リモート保守実施にかかる構成を企画提案書に添付すること。
 - イ リモート保守の整備・運用にかかる費用を本契約内に含めること。
 - ウ 専用端末は, 通常の執務エリアとは区切られた, 許可された作業員のみが立ち入ることのできるセキュリティエリアに配置する等の配慮を十分に行うこと。
 - エ 詳細については, 事業者選定の後, 本市から提示を行う。
- (8) 保守内容として, 以下を実施すること。
 - ア 受領質問に対する回答
 - イ プログラム障害に起因するデータ修正
 - ウ 利用者が変更できない内部パラメータの設定
 - エ 不具合改修資源の適用
 - オ 定期的なシステム監視の実施
- (9) 障害発生時, 本調達範囲外に起因する可能性がある場合は, 切り分けを行った上で本市に連絡を入れること。
- (10) 契約期間中は定期的にシステムのアップデートを行うこと。アップデートに伴いクライアント端末への更新作業等が必要になる場合, その費用も本契約に含めること。
なお, クライアント端末は Sky 株式会社の「SKYSEA Client View」によって運用管理されている。
- (11) 国及び千葉県における法令等の改正があった場合は, 提案事業者負担でシステム標準帳票様式の見直しを行うこと。ただし, 本市の要望により標準帳票からカスタマイズした帳票や本市側等で引き渡し後に様式を変更した帳票に関しては, この範囲とするものではない。
- (12) 以下のような業務については, システム利用者側で行うことを想定しているため, 手順書等を提供すること。

- ア 児童生徒に関するデータの登録・編集・削除作業
※10(3)カにおけるデータ移行を除く。
- イ 児童生徒の進級進学等に関する年次更新作業
- ウ 初期登録後の教職員に関するデータの追加・編集・異動・削除等に関する年次更新作業
- エ 初期登録後の学校情報の変更・更新作業
- オ 納品後の標準帳票の加工修正並びにカスタマイズ帳票作成
- カ 教職員の校務作業全般に関するデータの登録・抽出等

13 その他

(1) 個人情報の保護

事業の実施に際して、事業者が個人情報の処理等を行う場合は、本市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

(2) 秘密保持

事業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 仕様書に定めのない事項に関する協議

本仕様書に定めのない事項については、事業者と本市が協議の上、定めるものとする。